

## 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

### 現状と課題

これまで、豊島区では私立保育園の整備を積極的に推進し、令和2年度から5年連続で待機児童ゼロを維持しています。

一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。

子どもたちの最善の利益を守り、保育の質向上を図っていくための取り組みのさらなる充実が必要とされています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。

子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

### 方向性

安全・安心な環境のもと、子どもが心身ともに健康に育ち、多様な経験ができる保育サービスを提供するため、文化体験の機会の創出、遊び場の拡大、特別保育の実施、保育人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実等に取り組めます。

区立保育園では、子ども家庭センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもたちを受け入れ、子どもと保護者の支援に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、様々な課題を抱える子どもを支える体制を強化します。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

### 計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う就学前保護者の割合	令和5年度	69.7%	
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

## 具体的な取組

### 1 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
<b>64</b> <b>新規</b> こどもつながる定期預かり事業 担当課 保育課	【再掲】(88ページ)
<b>65</b> 一時保育事業 担当課 子ども家庭支援センター 保育課	【再掲】(89ページ)
<b>93</b> <b>新規</b> 医療的ケア児の受入れ 担当課 保育課	医療的ケアを必要とする子どもが、専門的なケアを受けながら安全に過ごせる環境を整備するとともに、健やかな成長を支援します。同時に、保護者の負担軽減を図ります。
<b>94</b> <b>新規</b> 認可外保育施設保育料負担軽減補助事業 担当課 保育課	認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。
<b>95</b> 私立保育所施設整備助成 担当課 保育課	大規模マンションの竣工等に伴う対策として、新たな私立保育所を整備し、必要な保育定員を確保します。また、老朽化した私立保育所の改修等に対する補助を実施します。
<b>96</b> 通常保育事業 担当課 保育課	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。
<b>97</b> 家庭的保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。
<b>98</b> 小規模保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
99	居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。
	担当課 保育課	
100	認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。
	担当課 保育課	
101	延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。
	担当課 保育課	
102	病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。
	担当課 保育課	
103	訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。
	担当課 保育課	
104	休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。
	担当課 保育課	
105	短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に(利用期間は原則1か月以内)欠員のある保育園で預かります。
	担当課 保育課	
106	認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。
	担当課 保育課	
107	保育コンシェルジュの配置	一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。
	担当課 保育課	
108	学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。
	担当課 放課後対策課	

事業名	事業目標
109 区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。また、預かり保育対応時間の拡大を検討致します。
担当課 指導課 学務課	
110 私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。
担当課 保育課	
111 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。
担当課 保育課	
112 障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何う障害児訪問保育を実施します。
担当課 保育課	

## 2 幼児教育・保育の質の向上

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
63 マイほいくえん【再掲】	安心して出産し、子育てができるよう、「マイほいくえん」事業を通じて、育児における不安や孤独感の軽減を図ります。	出産を控えている方や在宅で子育てしている方が、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」として登録することで、来園や電話による育児相談や、保育園が実施する遊びのプログラムへ参加することができます。
担当課 保育課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	309人	348人

### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
113 子ども研修	子ども施設職員の専門知識・技術の向上を図り、質の高い福祉サービスを提供します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ受講者数	1,395人	1,800人

### ● 計画事業

事業名	事業目標
5 保育の質向上事業	【再掲】(68ページ)
担当課 保育課	

事業名		事業目標
114	<b>新規</b> 幼児教育センターの整備	区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置します。幼稚園教諭・保育士・小学校教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム(就学前5歳と就学後6歳の指導計画)を実施し、幼児教育施設と小学校で切れ目ない教育を行います。
	担当課 指導課	
115	保育指導事業	区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に指導検査を実施するほか、認可外保育施設に立入調査を実施します。また、巡回訪問による指導・助言をあわせて行い、保育の質向上を図ります。
	担当課 保育課	
116	保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。
	担当課 保育課	
117	保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。
	担当課 保育課	
118	私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。
	担当課 保育課	
119	保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。
	担当課 保育課	
120	地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。
	担当課 保育課	
121	保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。
	担当課 保育課	
122	保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。
	担当課 保育課	

### 3 幼稚園・保育所と小学校の連携

#### ● 計画事業

事業名		事業目標
123	<b>新規</b> 就学前教育共通プログラムの作成  担当課 保育課 指導課	公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした「就学前教育共通プログラム」を策定します。
124	<b>新規</b> 保幼小連絡会の開催  担当課 指導課	区立小学校学区ごとに、教職員と公立・私立の幼稚園・保育園の保育士との連絡会を開催し、今後の教育活動に向けてお互いに各学校・園の紹介を行うとともに児童園児の情報交換や年間行事の確認を行い、施設間の連携強化を図ります。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 12: マイほいくえん事業

保育園を子育てのコミュニティの場として、身近な子育て拠点「マイほいくえん」と位置づけ、各保育園で様々な子育て支援事業を実施しています。

対象はご出産を控えている方とそのパートナー、0歳から6歳までの未就園児のお子さんを在宅で子育てしている方です。実施園は区立保育園、一部の私立認可保育所と地域型保育事業所です。

ご希望される園に登録すると、園庭の利用のほか、離乳食講習会や健康・保健相談、園主催のプログラムなどに参加することができます。また、子育て情報や園からのイベント情報の配信、園から電話による子育ての様子の確認や相談対応を行うなどの取り組みも実施しています。



取組の方向性

2

子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

現状と課題

学校は、学習機会の提供のほかにも多くの成長の機会を子どもたちへ与えてくれます。

令和5年度に実施したアンケートの結果では、ホッとする場所として「自分の部屋」や「家庭」の次に「学校の教室」が選ばれており、学校が子どもの生活にとって重要な場所であることが伺えます。

また、「学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていませんか。」の設問に対しては、29.7%の子どもがとてもなっている、「学校であなたの意見や思いは大切にされましたか。」の設問に対しては、35.4%の子どもがとても大切にされていると回答しています。

一方、区立小中学校職員の31.0%が「子どもの気持ちや意見を聞くことがとてもできている」と回答し、11.1%が「子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子どもが安心して学び、将来への希望をもって、健やかに成長するためには、子ども自身が、自らの権利について十分に理解し、他者も自分と同様に権利を持っていることを認識することが重要です。

方向性

子どもが自分たちの権利について理解し、お互いの権利を尊重する関係性を築けるように取組を推進していきます。

また、学校において、子どもたちが自発的に行動し、自由に意見を述べることができ、それが尊重されると実感できるように、子どもの意見表明を支援します。

さらに、スポーツや文化活動等、多岐に渡る活動を通じて子どもの創造性や感受性を育成し、豊かな成長を支えるための取組を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 64.8% ● 中学生 55.0%	↑
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 8.0% ● 中高生 4.9%	↓
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度 ● 小学生 63.9% ● 中高生 69.1%	↑
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いていたと回答した小中学校教職員の割合	令和5年度 ● 小学校教職員 89.1% ● 中学校教職員 94.3%	↑

根拠：計画策定のためのアンケート調査

## 具体的な取組

### 1 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
125 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課  子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
実施校数 ①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
126 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。
担当課 指導課	
127 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。
担当課 指導課	

### 2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

#### ● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
128 子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的に活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。
担当課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
活動の周知、充実	各学校で子どもが主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

### 3 学校における活動・体験機会の充実

#### ● 計画事業

事業名	事業目標
129 伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源(藍染め、落語、邦楽、和太鼓等)を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。
担当課 指導課	
130 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。
担当課 指導課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

## コラム 13: 子どもの主体的な事業

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保が法律上位置付けられたことを受け、豊島区の小中学校では、子ども自身で身近な課題を解決する教育活動を積極的に進めています。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、自分の意見を述べたり、他者との対話や議論を行ったりすることが極めて重要です。これまでの教員が決めていた「生活のきまり」を、自分たちがより良く生活をするためのきまりに作り直している学校があります。生徒会を中心に、学校の「生活のきまり」の必要性を確認した上で、全生徒で話し合いを行い、見直しを行いました。新しい「生活のきまり」が現在、楽しく落ち着いて生活できる学校環境の実現に大きく寄与しています。

今後も学校教育において、子ども自身が根拠や影響を考え、より良い改善を行う取組を進めながら、子どもたちが毎日楽しいと感じられる学校風土の醸成に努めてまいります。



## コラム 14: 子どもと大人がともにつくる事業

豊島区の学校では、区域内の中学校とその学区にある小学校が一体となりイベントを開催するなど、学年や学校の枠に捉われることなく、目標の達成へ向けて協力して取り組む事業を展開しています。

西池袋中学校では、「学校で花火大会をやりたい」という子どもの想いを実現させるため、小学校PTAと中学校PTAが主催し、各小学校、中学校、町会の協賛、卒業生や地域住民の協力を得て、校庭を会場とした花火大会事業が実施されました。

大人と子どもが役割分担し、子どもは実行委員として花火の着火や当日の会場案内、大人はサポート役として買い物や安全管理及び、近隣地域への事業説明等を行いました。事業に賛同した地域団体や地元企業の寄付もあり、延べ2,000名が集まり、花火を楽しみました。

このイベントは、不登校の子ども達と生徒会の委員等が実行委員として、協力し合い成し遂げたもので、子ども達の成長にもつながっています。また、小学生も対象とすることで、中学校進学へ向けた期待と楽しみを感じることができたという声も多く寄せられています。



## 子どもに関わる人への支援

## 現状と課題

子どもの権利が保障されるためには、大人が子どもの権利を理解し、信頼関係を構築することが必要不可欠です。「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設の職員や区民、事業者等、子どもに関わる大人の責務を規定しています。

令和5年度に実施したアンケートでは、条例を知らない割合が就学前児童保護者では64.1%、小学生保護者では39.7%、中高生保護者では52.5%、地域団体では14.5%、区施設職員では6.1%でした。これら認知度は、平成30年度に実施したアンケートと比較すると高まっていますが、十分であるとは言えません。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、関わる人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

## 方向性

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

## 計画の進捗を測る指標

指標名		現状	目指す方向性(令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>区施設職員 77.0%</li> <li>地域団体等 57.3%</li> </ul>	↑
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>区施設職員 42.4%</li> <li>地域団体等 66.8%</li> </ul>	↓

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもに関わる人への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	教職員や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。
担当課  子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出前講座実施回数	4回	10回

● 計画事業

事業名	事業目標
113 子ども研修	【再掲】(97ページ)
担当課  子ども若者課	
117 保育の質向上のための研修委託事業	【再掲】(98ページ)
担当課  保育課	

2 子どもに関わる人のための環境整備

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
131 教員の働き方改革推進事業	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。
担当課  指導課(学校支援担当課長)		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
区立学校法律相談事業	研修2回、相談41日	豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校長を対象にした研修を年1回以上実施
スクール・サポート・スタッフ配置事業	30校	全区立小中学校30校に配置
部活動における指導員・外部指導員の活用促進	3校に配置(部活動指導員)	区立中学校4校に配置(部活動指導員)

● 計画事業

事業名		事業目標
36	スクールソーシャルワーカー活用事業 担当課 教育センター	【再掲】(80ページ)
132	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 担当課 学務課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編